

日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について

【 外務省・農林水産省・水産庁・海上保安庁 】

提案の内容

竹島の領土権を確立し、排他的経済水域の境界線を画定し、暫定水域の撤廃を図ること

それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制方策を早期に確立すること

我が国の排他的経済水域(E E Z)内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること

【 現状と課題 】

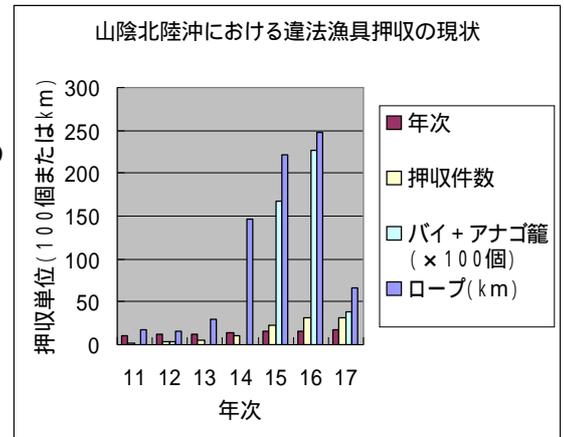
日韓漁業交渉の経過

- ・ 日韓新漁業協定の発効から7年間経過したが、協定に謳われた暫定水域における資源管理措置に関する政府間協議はなされていなかった。
- ・ このような中、平成17年5月から本年5月までの間、日韓水産資源協議が4回開催され、暫定水域を含む日本海における水産資源の共同管理について議論された。

違法操業の実態

- ・ 平成17年の違法漁具押収件数は減少したものの、韓国漁船の違反操業は年々悪質化・巧妙化し、依然として後を絶たない。
- ・ 暫定水域で操業してきた我が国ベニズワイガニ漁船は韓国漁船に漁場を追われ、経営が悪化している。

ベニズワイガニ漁獲量 H10 ; 約6,200 t H17 ; 約4,300 t



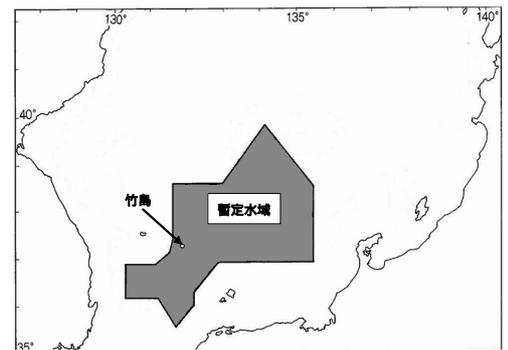
【 本県の取組状況・方針 】

山陰沖を漁場としている島根・鳥取・兵庫の3県が連携してほぼ毎年東京で協議会を開催し、各県の自民党国会議員、関係省庁に対して、資源管理体制の確立と監視・取締の強化について要請を行っている。

暫定水域内の資源管理は当面民間レベルで行われており、逐次その状況を捉え漁協等関係機関と連絡調整を図っている。

違反操業船の取締にあたっては、本県取締船も水産庁・海上保安庁と連携し、監視・取締を強化している。

昨年3月の「竹島の日」条例制定を契機に啓発活動を活発化し、外交交渉に向けた働きかけを強化していく考えである。



【 提案要望の効果 】

我が国E E Z並びに暫定水域内の資源回復が図られ、漁場が確保され漁獲量の増大につながる。

違反操業による不法漁具設置の防止により、漁具切断被害が軽減され、併せて安全な操業が確保され、安定した漁獲量の確保が可能となる。

安全で安定した操業の確保により、漁業経営の安定が図られ、経営拡大も期待される。

URL : http://www.pref.shimane.jp/section/nourin_somu/sesaku/sui_kihon.htm